前文【未定稿】

私たちのまち茂原市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、豊富な地下資源である天然ガスを利用した煙の出ない工業都市として発展してきました。

今日では、農業、工業、商業などのバランスのとれた産業構造を有し、行政、 教育、産業等の拠点機能を担う、外房地域の中核都市となっています。

私たちは、この歴史ある自然と文化を受け継ぎ、人々のつながりを大切にしながら、地域の個性や魅力を活かして、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指しています。

地方分権の推進、少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代の中で、豊かな地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、行動する市民自治のまちづくりが必要です。

そのためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民、団体、企業等、市及び議会が、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工夫について議論を重ね、協働により、地域課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

このような認識のもと、私たちは、茂原市のまちづくりの基本理念を明らかにし、市民自治によるまちづくりを進めるため、ここに茂原市まちづくり条例を制定します。

【解説】

- 前文は、条例の制定趣旨と基本的な考え方を明らかにし、条例全般にわたる解釈運用の拠りどころとなるものです。
- 前文では、初めにまちの歴史、風土、経緯、特徴、成り立ちを述べ、目指すまちの姿をうたった後、地方分権や少子高齢化、人口減少など、変わりゆく時代の中で、豊かな地域社会を築き上げ、時代を担う子どもたちに引き継いでいくために、市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、行動する「市民自治のまちづくり」が必要であるとしています。
- まちづくり条例は、まちづくりの担い手である市民、団体、企業等や、 市及び議会が、情報を共有し、共通の目的を持ち、新しい取り組みや工 夫について議論を重ね、協働により、地域課題の解決に取り組んでいく ための、基本的なルールとなるものです。
- 前文では、まちづくりの担い手である市民の決意を表明するという意味

で、「私たち」という主語を用いています。

第1章 総則

(目的)【未定稿】

第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図ることを目的とします。

【解説】

- 本条では、条例を制定する目的を規定しています。
- この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものであり、市 民等、市及び議会などが共有する基本的なルールです。市民等の権利と 役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の 推進及び確立を図ることを、条例の目的としています。

(条例の位置付け)【未定稿】

第2条 この条例は、茂原市のまちづくりの基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとします。

【解説】

- 本条では、条例の位置付けについて規定しています。
- 他の条例・規則などの制定改廃に当たって、この条例との整合性を図ることにより、この条例が持つ「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という位置づけを、実質的に担保しています。

(定義)【未定稿】

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 茂原市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する個人をいいます。
- (2) 市民等 市民並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査 委員会及び監査委員をいいます。
- (4) 市民自治 自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、行動していくことをいいます。

- (5) まちづくり 「全ての市民が住んで良かったと思えるまち」にしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (6) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。
- (7) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの 自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な 立場で提携し、協力して活動することをいいます。
- (8) 参加 市民等が、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わることをいいます。

【解説】

(第1号及び第2号)

• 本条例における「市民」とは、茂原市に住所を有する個人を規定しています。まちづくりを担うのは、市民に限られるものではなく、市内に通学している学生や、市内の企業に勤めている人も、行事に参加するなど、まちづくりの担い手としてすでに重要な役割を担っており、今後も協力を得る必要があることから、「市民等」と定義しています。

(第3号)

• 地方自治法で市の執行機関とされている市長及びその他の執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員)を、「市」として定義しています。

(第4号)

- 市民等が、自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、自ら 行動することを、「市民自治」と定義しています。
- 茂原市基本構想では、将来都市像を「ゆたかなくらしをはぐくむ『自立拠点都市もばら』~人・自然・文化の「共生」と「共創」をめざして~」とうたっており、まちづくりの推進にあたって、市民一人ひとりが、市民相互間はもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の中で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生」・「共創」のまちづくりを進めていくとしています。

(第5号及び第6号)

- 誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を「まちづくり」と定義しています。また、行政の 運営及び議会の活動を総称して「市政」と定義しています。
- 「まちづくり」には、形として目に見えるもの(道路、建物、公園、自 然環境等)と、形として目には見えないもの(歴史、文化、産業振興等)

など、あらゆる活動や事業が含まれます。

(第7号)

• 市民等、市及び議会が、共通となるまちづくりの目的を共有し、それぞれの役割と責務のもと、お互いを尊重し、十分な協議と理解のうえで、対等な立場で提携し、協力して課題の解決に当たることを「協働」と定義しています。

(第8号)

- 市民等が、まちづくりの企画立案段階から実施、評価に至るまでの各段階において、積極的に意見を述べ、行動に加わることを「参加」と定義しています。
- 企画立案段階から積極的に加わることを、一般的な「参加」と区別して「参画」と表現することもありますが、本条例では、「参画」の意味も含めて「参加」と定義しています。

(まちづくりの基本原則)【未定稿】

第4条 市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 参加の原則
- (3) 協働の原則

【解説】

本条では、市民等、市及び議会がともに担っていく市民自治によるまちづくりを推進する上での基本原則について規定しています。

(第1号)

• 「情報共有の原則」とは、まちづくりを進める上で、市民等、市及び議会が、お互いに必要な情報を共有しようとする原則です。参加及び協働を進める上では、情報の共有が大前提となります。

(第2号)

「参加の原則」とは、市民等の参加のもとで、まちづくりを進めていこうとする原則です。市民等は、まちづくりに参加する権利を有しており、市及び議会は、参加の原則を担保するための制度の整備に努める必要があります。

(第3号)

• 「協働の原則」とは、市民等、市及び議会が、それぞれの役割や責務の もと、お互いの理解と尊重の上で、対等な立場で十分な協議を重ね、協 力して課題解決に当たっていくという原則です。